

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。しかし、近年、公立・私立にかかわらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界に来ています。保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。保育士の保育施設配置基準について、特に4・5歳児に関しては70年以上、30：1から改定されていません。配置基準をOECD先進国並みに改善するよう、政府に対し次の通り求めます。

### 記

- 1 3～5歳児に関して、保育施設の配置基準をOECD先進国並み（15：1程度）に改善するとともに、質の高い幼児教育・保育を提供することのできる基準に改善すること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、非正規職員の雇用安定と正規化を促すための支援策を講じること。
- 3 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和5年12月19日

広島県府中市議会